

平成十九年九月

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	原産地規則(第三章)	三
4	税関手続(第四章)	五
5	投資(第五章)	六
6	サービスの貿易(第六章)	七
7	自然人の移動(第七章)	九
8	エネルギー及び鉱物資源(第八章)	九
9	知的財産(第九章)	一〇
10	政府調達(第十章)	一二
11	競争(第十一章)	一二
12	ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進(第十二章)	一二
13	協力(第十三章)	一三
14	紛争解決(第十四章)	一三
15	最終規定(第十五章)	一三

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十七年六月の我が国とインドネシアとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始すること意見が一致したことを受け、平成十七年七月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年八月二十日にジャカルタにおいて、我が方安倍晋三内閣総理大臣と先方スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、インドネシアとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、エネルギー及び鉱物資源、知的財産、ビジネス環境の整備等の幅広い分野での協力等について定めるものである。この協定の締結により、両国間における経済上の連携を構築することを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百五十四箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っている。また、この協定に関連し、実施取極が作成されている。それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定における用語の一般的定義について定める。（第二条）
- (3) 各締約国は、自国の法令等であつて協定の対象となる事項に関するものを公に利用可能なものとする旨定める。（第三条）
- (4) 各締約国政府は、協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第四条）
- (5) 締約国政府の権限のある当局が行政上の決定を行う場合に行うべき事項について定める。（第五条）

- (6) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する本国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、本国の法令に従って、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する旨定める。(第六条)
 - (7) 締約国政府の権限のある当局が行政指導を行う場合に確保すべき事項について定める。(第七条)
 - (8) 各締約国は、腐敗行為及び贈賄の防止のために適当な措置をとる旨定める。(第八条)
 - (9) 一方の締約国は、本国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する旨定めるとともに、協定のいかなる規定も、一方の締約国に対し、秘密の情報を他方の締約国に提供するように要求するものではない旨定める。(第九条)
 - (10) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない旨定める。(第十条)
 - (11) 協定中の一定の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定並びに貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。(第十一条)
 - (12) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する旨定める。(第十二条)
 - (13) 両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。(第十三条)
 - (14) 両締約国政府の代表者から成る合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第十四条)
 - (15) 小委員会の設置及びその構成等について定める。(第十五条)
 - (16) 各締約国は、両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める。(第十六条)
- 2 物品の貿易(第二章)
- (1) 第二章における用語の定義について定める。(第十七条)
 - (2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。(第十八条)
 - (3) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定め

る。(第十九条)

(4) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定めるとともに、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について協定の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用すること等について定める。(第二十条)

(5) 関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第二十一条)

(6) いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第二十二条)

(7) 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国への産品の輸出等について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第二十三条)

(8) 二国間セーフガード措置について定める。(第二十四条)

(9) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない旨定める。(第二十五条)

(10) 物品の貿易に関する小委員会の任務について定める。(第二十六条)

(11) 合同委員会は、協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する旨定める。(第二十七条)

3 原産地規則(第三章)

(1) 第三章における用語の定義について定める。(第二十八条)

(2) 原産品について定めるとともに、産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める。(第二十九条)

(3) 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる旨定める。(第三十条)

(4) 附属書二に定める品目別規則の適用上、特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当

該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない旨定める。(第三十一条)

(5) 製品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条)

(6) 原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条)

(7) 一定の要件を満たす製品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十四条)

(8) 代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができること等について定める。(第三十五条)

(9) 間接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条)

(10) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具の扱いについて定める。(第三十七条)

(11) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十八条)

(12) 船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)

(13) 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求すること等について定める。(第四十条)

(14) 原産地証明書の発給等について定める。(第四十一条)

(15) 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者等が、産品が輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局等に対し書面により遅滞なく通報すること等を行うことを自国の法令に従って確保する旨定める。(第四十

二条)

- (16) 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる旨定める。(第四十三条)
 - (17) 輸入締約国の税関当局は、第四十三条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、輸出者等の施設を訪問することを通じて、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集すること等を当該輸出締約国に対して要請することができる旨定める。(第四十四条)
 - (18) 輸入締約国の税関当局は、産品が輸出締約国の原産品でないとき等は、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる旨定める。(第四十五条)
 - (19) 輸入締約国の税関当局が第三章の規定に従って入手する情報については、第三章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる旨定める。(第四十六条)
 - (20) 各締約国は、虚偽の申告書等を提出した輸出者等に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する旨定める。(第四十七条)
 - (21) 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う旨定めるとともに、品目別規則の適用等に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する旨定める。(第四十八条)
 - (22) 原産地規則に関する小委員会の任務について定める。(第四十九条)
 - (23) 合同委員会は、協定の効力発生の日に、原産地規則のための運用上の手続規則を採択する旨定める。(第五十条)
- 4 税関手続(第四章)
- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第五十一条)
 - (2) 第四章における用語の定義について定める。(第五十二条)
 - (3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を公に利用可能なものとすることを確保する旨定める。(第五十三条)

- (4) 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する旨定める。(第五十四条)
- (5) 両締約国は、実施取極で定めるところにより、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。(第五十五条)

5 投資(第五章)

- (1) 第五章の適用範囲について定める。(第五十七条)
- (2) 第五章における用語の定義について定める。(第五十八条)
- (3) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第五十九条)
- (4) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。(第六十条)
- (5) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える旨定める。(第六十一条)
- (6) 一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第六十二条)
- (7) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、特定措置の履行の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。(第六十三条)
- (8) 第五十九条の内国民待遇に関する規定、第六十条の最恵国待遇に関する規定及び第六十三条の特定措置の履行要求の禁止に関する規定は、締約国の中央政府等が、附属書四に掲げる分野又は事項に関して維持するこれらの規定に適合しない措置等について、また、附属書五に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない旨定める。(第六十四条)

- (9) 締約国が収用等の措置を実施する場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。(第六十五条)
 - (10) 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第六十六条)
 - (11) 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを確保する旨定める。(第六十七条)
 - (12) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。(第六十八条)
 - (13) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。(第六十九条)
 - (14) 締約国は、一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。(第七十条)
 - (15) 締約国は、第五章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられない旨定める。(第七十一条)
 - (16) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、一定の場合には、第五章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第七十二条)
 - (17) 第六十五条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、当該措置について適用する旨定めるとともに、第六十二条及び第六十九条の規定を当該措置について適用する旨定める。(第七十三条)
 - (18) 一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。(第七十四条)
 - (19) 投資に関する小委員会の任務について定める。(第七十五条)
- 6 サービスの貿易(第六章)
- (1) 第六章の適用範囲について定めるとともに、附属書七は、金融サービスに関し、第六章の補足規定を定める旨定める。(第七十

六条)

- (2) 第六章における用語の定義について定める。(第七十七条)
- (3) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書八の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第七十八条)
- (4) 一方の締約国は、附属書八の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第七十九条)
- (5) 両締約国は、特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができる旨定める。(第八十条)
- (6) 特定の約束を行った分野又は小分野に関し、附属書八の特定の約束に係る表が特定する事項について定める。(第八十一条)
- (7) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書九の自国の表に記載する分野等に関する措置を除き、最恵国待遇を与える旨定める。(第八十二条)
- (8) 一方の締約国の措置であつて、他方の締約国のサービス提供者に対する許可等に関連するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該一方の締約国は、これらの措置が一定の基準に適合することを確保するよう努める旨定める。(第八十三条)
- (9) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し免許等を与えるための自国の基準を適用する上で、当該他方の締約国において与えられた免許等を承認することができる旨定める。(第八十四条)
- (10) 第三条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者の要請があつた場合には、同条1に規定する事項に関して、情報を提供する旨定める。(第八十五条)
- (11) 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第六章に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。(第八十六条)

- (12) 締約国は、第八十八条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に對して制限を課してはならない旨定める。(第八十七条)
- (13) 国際収支及び対外支払に關して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、一定の要件の下、サービスの貿易に對する制限を課し、又は維持することができる旨定める。(第八十八条)
- (14) 両締約国は、セーフガード措置の問題について、サービス貿易一般協定第十条に從って行われる多角的交渉が終了した時は、当該多角的交渉の結果に基づいて、協定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う旨定める。(第八十九条)
- (15) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に對し、一定の場合には、第六章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第九十条)
- (16) サービスの貿易に關する小委員会の任務について定める。(第九十一条)
- 7 自然人の移動(第七章)
- (1) 第七章の適用範囲について定める。(第九十二条)
- (2) 第七章における用語の定義について定める。(第九十三条)
- (3) 一方の締約国は、第七章の規定に從って、他方の締約国の自然人に對し、入国及び一時的な滞在を許可する旨定める。(第九十四条)
- (4) 一方の締約国は、第九十四条の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可した他方の締約国の自然人について、一時的な滞在の期間の更新等に係る申請の要件及び手続を定め、公に利用可能なものとする旨定める。(第九十五条)
- (5) 自然人の移動に關する小委員会の任務について定める。(第九十六条)
- 8 エネルギー及び鉱物資源(第八章)
- (1) 第八章における用語の定義について定める。(第九十七条)
- (2) エネルギー・鉱物資源分野における両締約国間の投資の促進及び円滑化に關して両締約国が行う協力について定めるとともに、附属書十二は、エネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に關する追加的な規定を定める旨定める。(第九十八条)

- (3) 一方の締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の他方の締約国への輸出又は他方の締約国からの輸入について、千九百九十四年のガットの関連規定に基づき正当とされる禁止又は制限を導入する場合には、当該他方の締約国に対し、当該禁止又は制限についての関連情報を提供すること等について定める。(第九十九条)
- (4) 一方の締約国が、エネルギー・鉱物資源物品に関し、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合に行う事項について定める。
(第百条)
- (5) 各締約国は、自国のエネルギー・鉱物資源規制機関が、エネルギー・鉱物資源規制措置を適用するに当たり、当該措置の適用の時に存在する契約関係が混乱することを実行可能な限りにおいて避け、及び当該措置を秩序ある衡平な方法で実施することを確保するよう努める旨定めるとともに、一方の締約国のエネルギー・鉱物資源規制機関が新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、できる限り速やかに当該措置を通報し、又は公表すること等について定める。(第百一条)
- (6) 各締約国は、自国の区域内におけるエネルギー及び鉱物資源に関連するすべての活動の有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で回避し、又は最小にすることが重要であることを確認する旨定めるとともに、環境上の側面に関連して各締約国が行う事項について定める。(第百二条)
- (7) 一方の締約国は、自国の区域内において他方の締約国の投資家がエネルギー・鉱物資源分野における投資を行う場合に、当該一方の締約国の地域社会の開発に対する当該投資家による貢献を歓迎する旨定める。(第百三条)
- (8) インドネシアのエネルギー・鉱物資源分野において両締約国が行う協力について定める。(第百四条)
- (9) エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会の任務について定める。(第百五条)
- 9 知的財産(第九章)
- (1) 両締約国は、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保すること等について定める。(第百六条)
- (2) 第九章における用語の定義について定める。(第百七条)
- (3) 一方の締約国は、貿易関連知的財産協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇

- を他方の締約国の国民に与える旨定める。(第百八条)
- (4) 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとる旨定める。(第百九条)
- (5) 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、一定の事項を行うための適切な措置をとる旨定める。(第百十条)
- (6) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するよう努める旨定める。(第百十一条)
- (7) 各締約国が特許に関して負う義務について定める。(第百十二条)
- (8) 各締約国が意匠の保護に関して負う義務について定める。(第百十三条)
- (9) 各締約国が商標の保護に関して負う義務について定める。(第百十四条)
- (10) 各締約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。(第百十五条)
- (11) 各締約国が植物の新品種の保護に関して負う義務について定める。(第百十六条)
- (12) 各締約国が不正競争行為に関して負う義務について定める。(第百十七条)
- (13) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する旨定める。(第百十八条)
- (14) 不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、各締約国が採用する手続について定める。(第百十九条)
- (15) 各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行った者による知的財産権の侵害に起因して当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する旨定める。(第百二十条)
- (16) 各締約国は、特許権等の故意による商業的規模の侵害に対して、適用される刑事上の手続及び刑罰を定める旨定める。(第百二十一条)
- (17) 両締約国は、知的財産の分野において協力する旨定める。(第百二十二条)

- (18) 知的財産に関する小委員会の任務について定める。(第二百二十三条)
- 10 政府調達(第十章)
- (1) 一方の締約国は、自国の法令に従うことを条件として、政府調達に係る自国の法令等に関する情報についての他方の締約国からの適切な要請に適時に応ずる旨定める。(第二百二十四条)
- (2) 政府調達に関する小委員会の任務等について定める。(第二百五条)
- 11 競争(第十一章)
- (1) 各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する旨定める。(第二百六条)
- (2) 両締約国は、実施取極で定めるところにより、反競争的行為に対する取組による競争の促進並びに競争政策の強化及び競争法令の実施のための能力開発に関して協力する旨定める。(第二十七条)
- (3) 各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する旨定める。(第二十八条)
- (4) 各締約国は、反競争的行為に対して取り組むため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨定める。(第二十九条)
- (5) 第九条2の規定は、第十一章の規定については、適用しない旨定める。(第三十条)
- 12 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進(第十二章)
- (1) 両締約国は、両締約国におけるビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、及び両締約国の企業におけるビジネスを行う上での信頼の増進を円滑にするため、随時協議する旨定めるとともに、各締約国は、自国の法令に従い、両締約国において事業活動を遂行する両締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる旨定める。(第三十一条)
- (2) ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会の任務等について定める。(第三十二条)
- (3) 各締約国は、第十二章の目的のため、ビジネス環境の整備に関する連絡事務所を指定し、及び維持する旨定める。(第三十三条)

条)

13 協力(第十三章)

- (1) 第十三章の規定に基づく協力の基本原則及び協力の分野について定める。(第三百三十四条)
- (2) 第十三章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定めることができる旨定める。(第三百三十五条)
- (3) 第十三章の規定に基づく協力の費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する旨定める。(第三百三十六条)
- (4) 協力に関する小委員会の任務等について定める。(第三百三十七条)

14 紛争解決(第十四章)

- (1) 第十四章の適用範囲について定める。(第三百三十八条)
- (2) 協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争は、可能な限り、平和的かつ友好的に解決する旨定める。(第三百三十九条)
- (3) 一方の締約国は、協定の解釈又は適用から生ずるいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。(第四百十条)
- (4) 両締約国の合意により、あつせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める。(第四百十一条)
- (5) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。(第四百十二条)
- (6) 仲裁裁判所の任務について定める。(第四百十三条)
- (7) 仲裁裁判手続について定める。(第四百十四条)
- (8) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。(第四百十五条)
- (9) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第四百十六条)
- (10) 第十四章に定めるいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる旨定める。(第四百十七条)
- (11) 仲裁裁判所の費用の負担について定める。(第四百十八条)

15 最終規定(第十五章)

- (1) 協定の目次並びに協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、協定の解釈に影響を及ぼす

ものではない旨定める。(第四百九十九条)

(2) 協定の附属書及び協定中の注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第五百十条)

(3) 協定の実施及び運用についての一般的な見直しについて定める。(第五百十一条)

(4) 協定の改正について定める。(第五百十二条)

(5) 協定の効力発生について定める。(第五百十三条)

(6) 協定の終了について定める。(第五百十四条)

16 附属書

(1) 両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について定める。(附属書一)
これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千二百六十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千四百六十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約六百三十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千七百七十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千九百十品目のうち、約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約二千三百五十品目のうち、約千五十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定、除外又は再協議の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ 生鮮のバナナ、生鮮のリンアップルについて、関税割当を設定する。
- ・ 合板を除く林産物について、関税を即時撤廃する。
- ・ えび、えび調製品について、関税を即時撤廃する。

- ・ ソルビトールについて、関税割当を設定し、枠外税率を削減する。
- ・ ほぼすべての鉱工業品について、関税を即時撤廃する。

ロ インドネシアによる関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約一万千六百六十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約三千九百二十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約六千二百品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千五十品目になる。

分野別では、鉱工業品約九千四百八十品目のうち約八百三十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千六百九十品目のうち、約二百二十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ又は除外の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ 我が国の輸出関心品目である生鮮の温帯果実（ぶどう、りんご、かき）について、関税を即時撤廃する。
 - ・ 大部分の自動車の完成車について、協定発効後十年以内に関税を撤廃又は五パーセント以下に削減する。
 - ・ 大部分の自動車部品について、協定発効後五年以内に関税を撤廃する。
 - ・ 自動車及び自動車部品、電気及び電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる高級鋼材について、特定用途免税制度が適用され、関税を不適用とする。
 - ・ 大部分の電気・電子機器について、関税を即時撤廃又は三年以内に段階的に撤廃する。
- (2) 品目別原産地規則について定める。（附属書二）
- (3) 原産地証明書の必要的記載事項について定める。（附属書三）
- (4) 投資についての内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し、各締約国が付する留保について定める。（附属書四）

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

農林水産業及び関連するサービス、航空運輸業、銀行業、医薬品製造業、貨物利用運送事業、熱供給業、情報通信業、皮革及び皮革製品製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、鉄道業、航空機登録原簿への航空機の登録、道路旅客運送業、警備業、上水道業、水運業の分野において、十七の現行の措置に関する留保を行っている。

ロ インドネシアによる留保

すべての分野において、労働者の国外配置等、国営企業に対する貸付け等、補助金、企業の形態に係る五の現行の措置に関する留保を行っており、また、放送サービス、クーリエ・サービス、電気通信サービス、伝統的医薬業、年金基金、地域銀行、石油及びガス業、電力等の分野において、九十五の現行の措置に関する留保を行っている。

- (5) 投資についての内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない将来の措置に関し、各締約国が付する留保について定める。(附属書五)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

すべての分野において、公的独占の維持、指定又は廃止及び国営企業の維持、設立又は処分に係る二の将来の措置に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、放送業、エネルギー産業、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業、土地取引に関する事項、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス、補助金の分野において、八の将来の措置に関する留保を行っている。

ロ インドネシアによる留保

すべての分野において、労働者の国内配置等に係る二の将来の措置に関する留保を行っているほか、電気通信業、化学・医薬業、金融・保険業、自動車の保守・修理業等の分野において、百二十三の将来の措置に関する留保を行っている。

- (6) 投資紛争の解決に関する追加的な規定について定める。(附属書六)

(7) 金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書七)

(8) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。(附属書八)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス、運送サービス並びにいずれの分野にも含まれないその他のサービスに関する約束が掲げられている。

ロ インドネシアによる特定の約束

各分野に共通の約束として、外国のサービス提供者による業務上の拠点の形態に関連する措置等を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。

(9) サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。(附属書九)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による最恵国待遇の免除

インドネシアに対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、海上貨物利用運送サービス、国際海上運送サービス(旅客及び貨物の運送サービスを含む)、エネルギー・サービス及び漁業に関連するサービスを掲げている。

ロ インドネシアによる最恵国待遇の免除

日本国に対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス並びに銀行サービス以外の金融サービスを除くすべての分野及びサービスに関する東南アジア諸国連合枠組協定に基づく約束を掲げて

いる。

(10) 各締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。(附属書十)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

インドネシアの自然人のうち、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、日本国にある私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者及び日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を約束する。

ロ インドネシアによる特定の約束

日本国の自然人のうち、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者及びインドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を約束する。

(11) エネルギー・鉱物資源物品について定める。(附属書十一)

(12) エネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定について定める。(附属書十二)

17 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としない。